

人材育成及び相談支援体制構築ビジョン

平成29年3月 改訂

栃木県自立支援協議会相談支援部会

はじめに

「障害者自立支援法の一部改正法」が平成24年4月に全面施行され、自立支援協議会の法定化などの相談支援体制の強化が図られ、障害福祉サービスを必要とする全ての障害児・者に、サービス等利用計画の作成が義務付けられ、相談支援専門員は、障害児・者とその家族等が望む地域生活を実現していくため、障害福祉サービス等の社会資源を適切に結び付けるケアマネジメントの担い手として明確に位置づけられることになりました。また、平成25年4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、平成26年4月から地域移行の対象が矯正施設、保護施設等を退所する障害者に拡大されることになり、障害児・者を支える専門職として相談支援専門員に対する期待が益々高まっています。

このように制度が変わる中、県では、相談支援専門員の質の向上と相談支援体制の構築を目指し、平成24年度から「障害者相談支援ネットワーク推進事業」を開始し、障害者相談支援協働コーディネーターによる市町の相談支援体制の整備や自立支援協議会を活性化するための助言・指導、相談支援専門員へのOJTやスーパーバイズを行うなど相談支援体制の整備を進めてきました。

平成25年度には「相談支援リーダー養成研修」を開始し、また、平成27年度からは基礎、応用に分けた上で研修の拡充を図り、地域でのOJTや相談支援の体制作りを担い、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターに配置できる中核的な人材の養成に取り組んできたところです。

しかしながら、相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に多くの時間を費やし、サービスに繋がる前の段階の相談支援やソーシャルワークに十分にに取り組むことができないといった現状があります。

また、相談支援専門員については量的には充実が図られてきたものの、多様で複雑な生活問題を抱える障害児・者及び家族等のニーズに対応できる人材の育成及び相談支援体制の充実・強化が求められています。

このような現状や課題を解決するため、相談支援部会では、理想とする相談支援専門員像とその養成に必要な知識や技術を習得するための方策やそれを実現するための相談支援体制の構築について検討し、その結果を県における「人材育成ビジョン及び相談支援体制構築ビジョン」としてまとめました。

なお、本ビジョンでは、OJTとOFF-JTを以下のとおり整理します。

- ・OJT　＝地域での人材育成に関する実務を通じた教育訓練
- ・OFF-JT＝OJTを効果的に実践するため、県が実施する人材育成に関する取組や研修による教育訓練。

◇ 人材育成ビジョン

一番身近な相談相手となる相談支援専門員の資質とその支援体制について課題を明確にし、現状と問題の原因を分析しました。その上で、理想とする相談支援専門員像と研修等における人材育成体制について説明していきます。

1 現状と課題

県主催の相談支援リーダー養成研修を始めとする研修の結果や障害者相談支援協働コーディネーターの活動から、相談支援専門員について、次のような現状や課題が明らかになりました。

(1) 相談支援専門員の資質に関すること

- 研修で学んだことが実践で十分活用できていない。
- ニーズや地域課題の把握のために重要な個別支援会議が日常的に開催できていない。
- 社会資源の開発・改良までは至っていない等、社会福祉等の各種援助技術を機能的に統合したソーシャルワークの実践が十分でない。
- ケアマネジメントに沿った支援の展開が確立されていない。
- 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の障害分野によって相談支援に得意・不得意がある。

(2) 支援体制等に関すること

- チーム支援を基本とした、専門機関や多職種との連携や役割の理解が十分でない。
- 地域により中核的な人材（リーダー）の育成に格差がある。
- 面接技法、記録の記入方法、接遇等の基本的知識や技術を学ぶ機会が乏しい。

2 理想とする相談支援専門員像

障害児・者及び家族等の多様なニーズに適切に対応できる人材として、理想とする相談支援専門員像を次のとおり設定します。

「利用者・家族に寄り添い※₁、仲間と共に※₂専門性を発揮※₃できる」

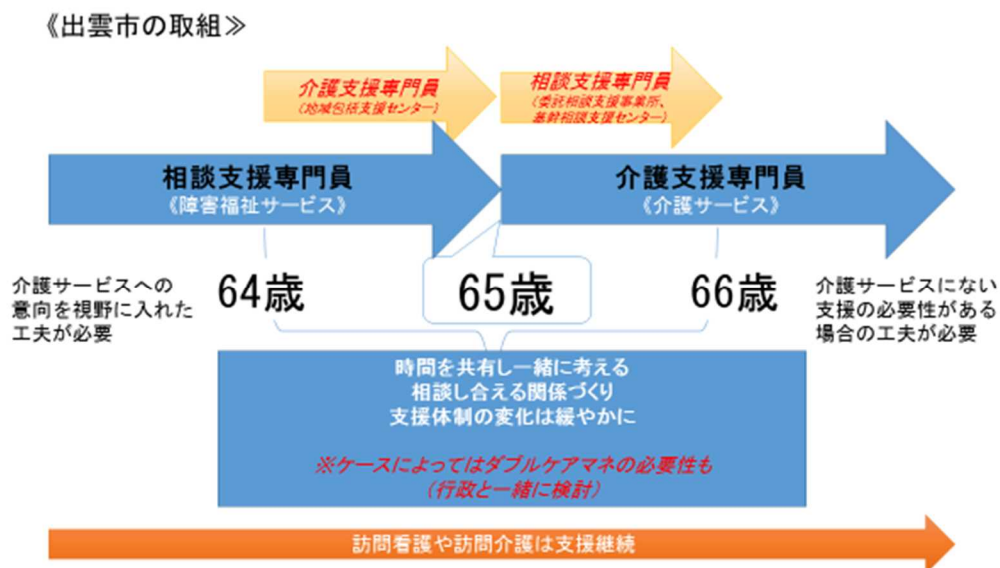
【補足説明】

※ 1

- 利用者及びその家族のライフステージに応じて、その主体性を支持し、権利擁護や虐待防止の視点で関わるができる。
- 利用者及びその家族と信頼関係を結び、思いやニーズを代弁できる。
- 表面化していないニーズを汲み取り、意思決定支援や実生活に即した夢や希望の実現に向けた計画を作成するなど、利用者及びその家族が持っている力を発揮できるように的確な支援ができる。

※2

- 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の広い分野にわたる知識や多様な役割を担保するために自ら多職種と繋がり、チーム支援ができる。
- 必要な知識、技術を職能団体や多職種と学び続けることができる。
- 様々な分野・人との横の繋がりを作ることによって、お互いにエンパワメントし、業務意欲を生み出すことができる。
- 事業所（法人）内において相談支援業務から他業務に配置替えがあっても、地域づくりの視点で相談支援従事者と連携できる。
- 地域において、リーダーを中心に、職場の枠を越えたOJTを実施し、スーパーバイズを受ける環境づくりができる。
- 次の出雲市の取組のように制度間を繋ぐ、シームレスな支援ができる。



※3

- ケアマネジメント及び相談支援の基本姿勢（ノーマライゼーションの実現、自立と社会参加、主体性・自己決定の尊重・支援、地域における生活の個別支援、エンパワメントの視点）を理解して業務を展開できる。
- 相談支援に関連する知識と技術を習得し、ライフステージにおいて、切れ目のない支援を実践できる。
- 個別支援会議を日常的に開催し、地域課題を抽出して、自立支援協議会を活用できる。
- 地域づくりの役割を認識し、ニーズの掘り起こしや社会資源開発等を官民協働で推進できる。

3 理想像に必要な要素と到達目標

理想とする相談支援専門員に必要な「倫理・知識・技術」は、厚生労働省や日本相談支援専門員協会が示しているもの以外に、相談支援部会委員の実践に基づいた要素も含めて整理し、経験年数別に到達目標と修得目安を定めました。

△＝理解できる ○＝実践できる ◎＝創意・工夫して実践できる ★他人に指導できる

理想像に必要な要素	相談支援専門員の経験年数に応じた到達目標			
	新任者	1～3年	3～5年	5年以上
	基礎知識と計画作成方法の習得	チーム支援 ケアマネジメントの実践	協議会の活用 地域づくりの実践	地域のリーダー 協議会の活性化やOJT 体制整備・SV
相談支援の基本姿勢	○	◎	★	★
権利擁護・虐待防止	○	◎	★	★
専門・関連分野の知識	○	◎	★	★
信頼関係形成	○	○	◎	★
ケアマネジメント	○	◎	★	★
記録・計画作成	○	◎	★	★
個別支援会議等の運営	○	◎	★	★
業務・時間管理	○	◎	★	★
面接技術・自己覚知	○	○	◎	★
ネットワーク構築 ※サビ管、ケアマネをはじめとした多職種連携や障害児（家族支援を含む。）	△	○	◎	★
自立支援協議会	△	○	◎	★
地域診断 社会資源開発	△	○	◎	★
交渉・OJT・ファシリテーション	△	○	◎	★
調整・スーパービジョン・スキル評価	△	○	◎	★

4 理想像に必要な要素と研修体系

理想とする相談支援専門員に必要な「倫理・知識・技術」について、主にどの研修で習得できるかを整理しました。

現在、県主催で、相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、専門コース別研修並びに相談支援リーダー養成研修を実施していますが、地域（市町単位及び広域単位）でも様々な取組がされており、県主催研修（OFF-JT）と併せて学ぶことで、必要な要素を学べる研修体系となっていることが分かります。

しかし、研修で学んだことが実践で十分活用できていないという課題があります。

そこで、県主催研修（OFF-JT）と、地域（市町単位及び広域単位）の取組（OJT）を繋ぐ「+α」を取り入れることで、OFF-JTとOJTが有機的に連動し、地域全体で相談支援専門員を育てる環境を作ることが必要と考えられます。

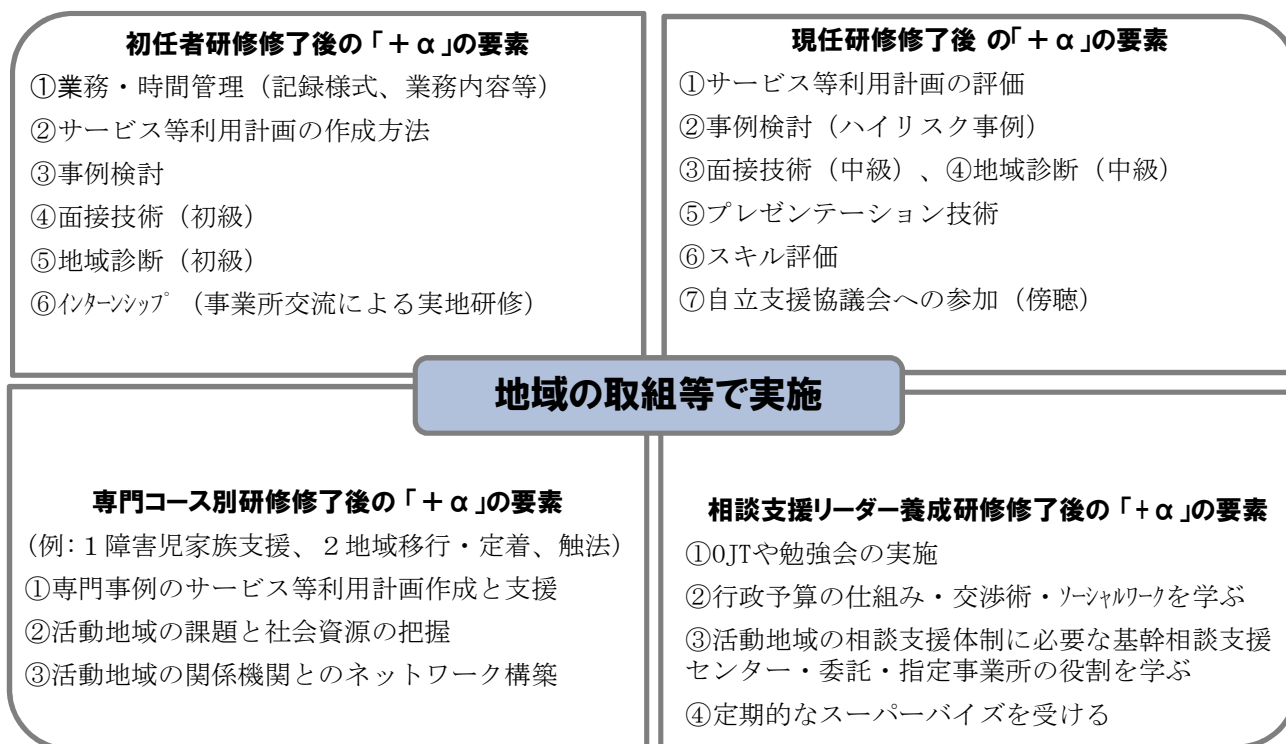
理想像に必要な要素	相談支援専門員の経験年数に応じた到達目標			
	新任者	1～3年	3～5年	5年以上
	基礎知識と計画作成方法の習得	チーム支援 マネジメントの実践	協議会の活用 地域づくりの実践	地域のリーダー 協議会の活性化・OJT 体制整備・SV
相談支援の基本姿勢	相談支援従事者初任者研修 +α	相談支援従事者現任研修 + α		
権利擁護・虐待防止		専門コース別研修 +α		
専門・関連分野の知識				
信頼関係形成	教育機関や法人の教育・研修			
マネジメント	相談支援従事者初任者研修 +α	相談支援従事者現任研修 + α		
記録・計画作成		専門コース別研修 +α		
個別支援会議等の運営				
業務・時間管理	日頃の活動、市町との情報交換、連絡会、保健所主催の受理会議・研修 OJT・SV、各職能団体や専門機関の研修			
面接技術・自己覚知	相談支援従事者初任者研修 +α	専門コース別研修 + α		
ネットワーク構築 ※サビ管、ケアマネをはじめとした多職種連携や障害児（家族支援含む。）		自立支援協議会担当者研修		
自立支援協議会				
地域診断 社会資源開発	相談支援従事者現任研修 + α			相談支援リーダー養成研修 +α
交渉・OJT・ファシリテーション				
調整・スーパービジョン・スキル評価	法人・相談支援事業所・相談支援専門員・市町・自立支援協議会			

5 OFF-JT（県主催の取組・研修）とOJT（地域での取組・研修）の有機的な連動のために

OFF-JTで学びきれないもの、活動地域で深められるものを中心に「+α」としてまとめました。

県主催研修修了後に、活動地域の取組を活用して「+α」の要素を深めることで、理想とする相談支援専門員に必要な要素に、活動地域の相談支援体制の課題や実践で求められる個別的な要素がプラスされます。これにより、OFF-JTとOJTが有機的に連動でき、人材育成における県と地域の役割分担の明確化と連携に繋がるものと期待されます。

また、「+α」は、活動地域の関係機関や人材が協力して、既存事業等を活用して実施することが望ましいと考えます。



【活動地域での「+α」の実践例】

- ①相談支援専門員等主催の連絡会で、他の職種と事例検討や県主催研修で使用したツールを活用して勉強している。
- ②障害者相談支援協働コーディネーターと共に相談支援リーダー養成研修修了者が、地域を越えて、研修会の実施や関係機関とのネットワークの構築を図っている。
- ③障害者相談支援協働コーディネーターのサポートを受けながら、相談支援専門員が、グループスーパービジョンの手法を用いて地域課題を整理し、行政に提案している。
- ④地域自立支援協議会主催により、相談支援専門員と行政が、地域の相談支援体制に関する研修会を実施している。

- ⑤各圏域の相談支援事業者等連絡会等において、サービス管理責任者との合同勉強会などを企画している。
- ⑥障害者相談支援協働コーディネーターがチーム支援を行っている好事例を事例集としてまとめ、関係機関に配布している。

6 相談支援専門員の人材育成体制

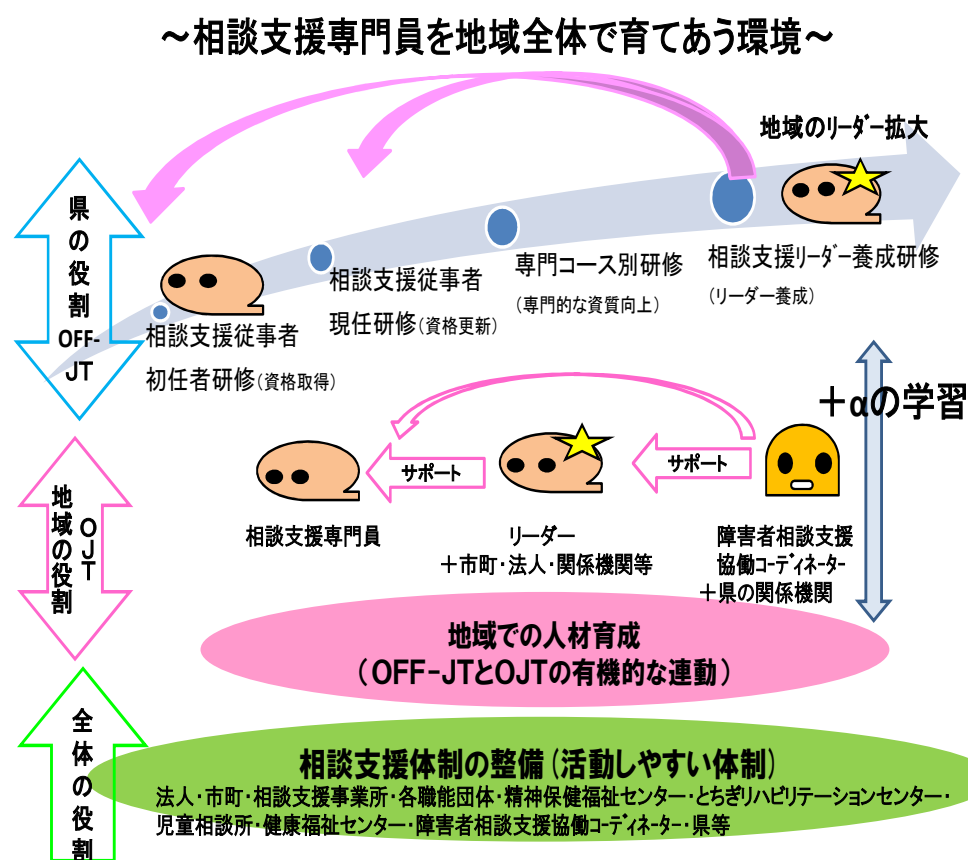
(1) 県と地域（市町単位及び広域単位）の役割

県はOFF-JTの役割を担い、法定研修（初任者研修・現任研修・専門コース別研修）、相談支援リーダー養成研修等を実施します。また、障害者相談支援協働コーディネーターや相談支援リーダー養成研修修了者が、地域の関係機関と共に「+α」の学習を実践できるように支援します。

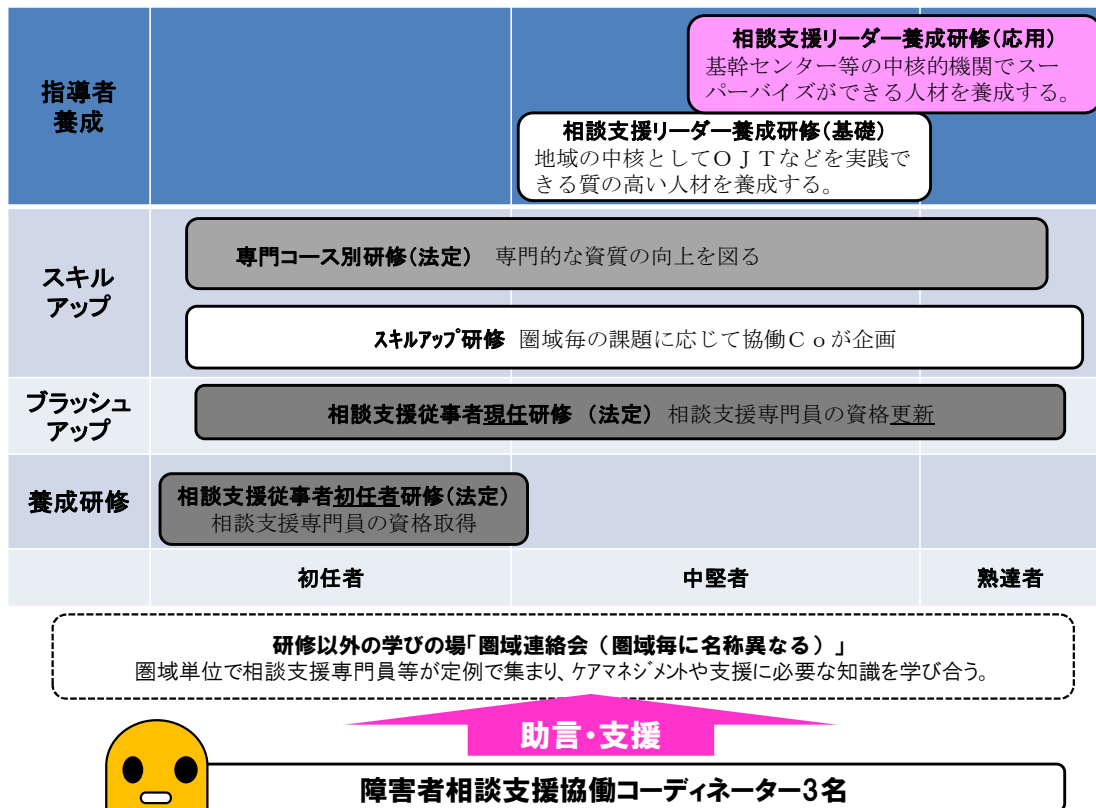
地域はOJTの役割を担い、障害者相談支援協働コーディネーターや相談支援リーダー養成研修修了者を活用して、「+α」の学習を実践し、OFF-JTとOJTを繋ぐことで、相談支援専門員の実践力の強化を図ります。

(2) 地域（市町単位及び広域単位）における人材育成

地域のリーダーが市町、法人、関係機関等の協力を得ながら、相談支援専門員を支援し、そのリーダーを県の専門機関と共に障害者相談支援協働コーディネーターが支援する重層的な体制で展開します。



7 本県における研修体制



◇相談支援体制構築ビジョン

人材育成を進めていくためには、関係機関の協力を得ながら、相談支援専門員が活動しやすい環境を整備するなど、相談支援体制の一層の充実・強化が重要です。

そのため、相談支援部会では、地域の相談支援体制の強化策として、基幹相談支援センターの設置促進を柱とした今後の相談支援体制構築に関するビジョンを検討しました。

検討に当たっては、平成26年4月に、県が市町に対して『基幹相談支援センターを始めとした相談支援体制に関する調査』を実施し、市町の現状と課題を明らかにすることから始めました。

1 相談支援の現状

相談支援の体制については、平成24年度以降、量的な充実が着実に図られてきおり、その概況は次のとおりである。

○障害者相談支援事業

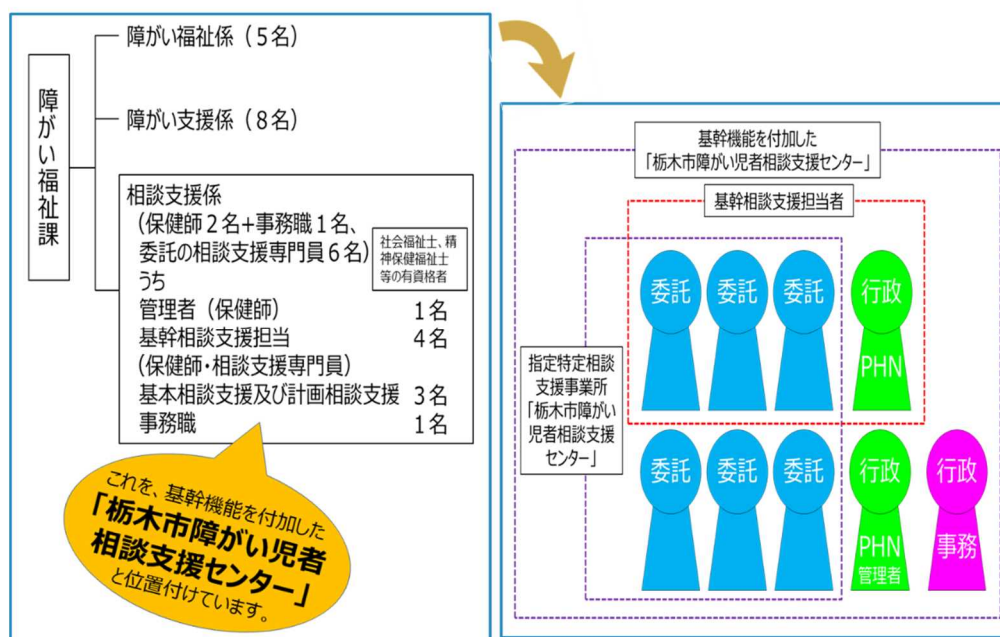
一般的な相談に対応する障害者相談支援事業は、市町村の地域生活支援事業の必須事業として位置付けられおり、全25市町で実施されている。

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターは、平成28年4月時点で7市町（全市町の28%）が設置している。

【基幹相談支援センター設置事例】

- ・ 栃木市（行政直営型・行政内で委託相談支援相談支援専門員と連携）



- ・芳賀地区（他町との合同設置型・委託相談支援センターの機能強化型）

◆芳賀郡障害児者相談支援センター

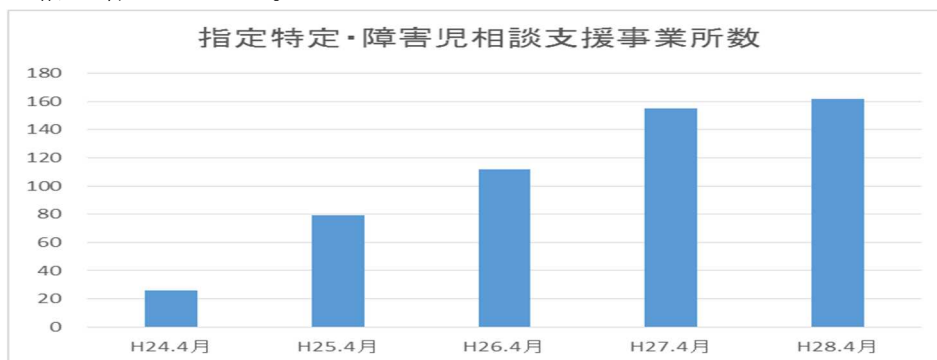


【全国状況】設置市町村数：534（全市町村の27%）（平成28年4月時点）

※平成24年4月時点156市町村と比較して3.4倍

○指定特定・障害児相談支援事業所数

計画相談支援を実施する指定特定・障害児相談支援事業者の数は、平成28年4月時点で162事業所であり、平成24年4月時点の26事業所と比較して4年間で6.2倍に増加している。



- ・上記のうち、市町村から障害児相談支援事業の委託を受けている業所は42事業所（全事業所の26%）である。

【全国状況】事業所数：8,684（平成28年4月時点）

※平成24年4月時点2,851と比較して3.0倍

○サービス等利用計画の作成状況

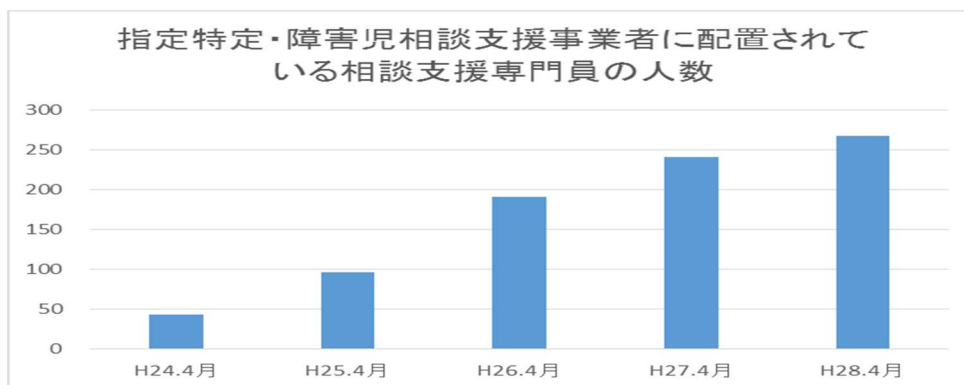
障害福祉サービス利用者等のサービス等利用計画の作成状況は、平成28年9月末時点で99.8%（セルフプランのケース4.2%を含む。）、同じく障害児支援利用計画の作成状況は100%（セルフプランのケース20.7%を含む。）である。

【全国状況】サービス等利用計画：96.3%（セルフプラン17.8%）

障害児支援利用計画：98.8%（セルフプラン29.2%）

○指定特定・障害児相談支援事業者に配置されている相談支援専門員数

指定特定・障害児相談支援事業者に配置されている相談支援専門員の人数は、平成28年4月時点で267人であり、平成24年4月時点の43人と比較して4年間で6.2倍に増加している。



【全国状況】相談支援専門員数：17,579人（平成28年4月時点）

※平成24年4月時点の5,676人と比較して3.1倍

〔参考〕障害福祉サービス利用者数（実数）

サービス等利用計画の作成対象である障害福祉サービス利用者数（実）は、平成28年4月時点で11,214人であり、平成24年4月時点の9,060人と比較して人と比較して4年間で1.2倍に増加している。また、障害児支援利用計画の作成対象である障害児通所支援利用者数は平成28年4月時点で2,514人であり、平成24年4月時点の1,444人と比較して4年間で1.7倍に増加している。

2 基幹相談支援センターの設置促進について

(1) 設置の必要性

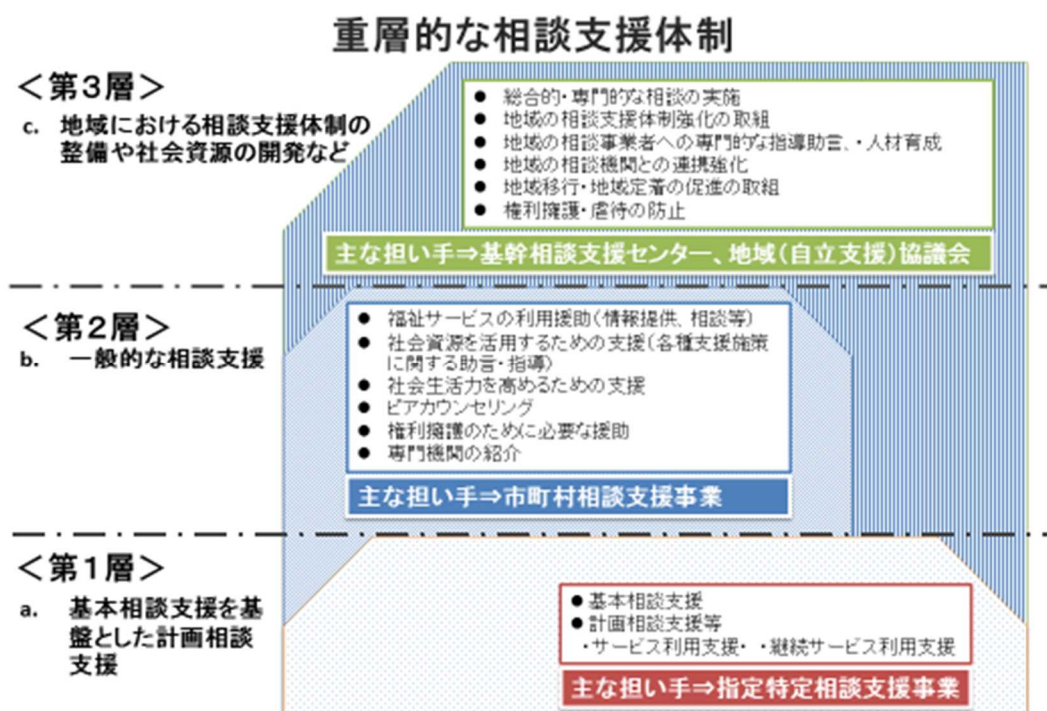
- 相談支援体制の充実・強化のためには、委託相談支援事業所と指定相談支援事業所の役割と機能の整理が必要であり、そのためには現状で求められている新たな機能の分担が必要である。
- 相談支援専門員の資質向上には、スーパーバイズ、サービス等利用計画の評価や助言等が身近で受けられる機会の確保が必要である。
- 地域移行支援・地域定着支援の利用が低調であり、体系的な取組が行える相談支援体制が必要である。
- 障害者相談支援協働コーディネーターは、相談支援専門員の人材育成や市町の相談支援体制の整備への助言等、基幹相談支援センターに求められる役割の一部を果たしているが、地域や市町単位でその役割を担える人材や機関が必要である。

なお、「相談支援の質の向上に向けた検討会（厚生労働省主催）」において、現行の相談支援の関係機関の機能分担については、地域において実情が異なるため画

一的に示すことはできないとしながらも、一般的には次の三層の構造に区分されるものと考えられるとされている。

- a 基本相談支援を基盤とした計画相談支援（指定特定相談支援事業者が担うもの）
- b 一般的な相談支援（市町村や委託相談支援事業者が主に担うもの）
- c 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など（（自立支援）協議会や基幹相談支援センターなどが主に担うもの）

〔参考〕第123回市町村職員を対象とするセミナー資料（抜粋）



(2) 設置に当たっての留意点

- 地域のニーズに応じた機能を発揮する基幹相談支援センターを運営するには、各市町が相談支援体制の課題から目指すべきビジョンを定め、設置について検討する必要がある。
- 基幹相談支援センターの業務を適切に運営できる人員体制とするため、相談支援に関するスーパーバイズ等の知識や技術を有する人材の確保が必要である。
- 各市町における基幹相談支援センター設置の検討に当たっては、自立支援協議会を活用し、基幹相談支援センターの必要性、機能について十分議論し、地域の実状に応じた対応策を導き出す必要がある。

3 基幹相談支援センター設置に向けて必要な市町の取組（役割）等

市町は、基幹相談支援センターの設置に当たって、障害者や関係機関等のニーズ、相談支援体制の課題等の地域課題を把握するとともに、目指すべき相談支援体制のビジョンとその実現に向けた取組を整理する必要がある。その上で、基幹相談支援

センターの設置方法や業務内容について、自立支援協議会の意見を聴きながら検討を進めることが重要である。

【我が町の相談支援体制＝基幹相談支援センターのあり方を考える手順例】

①相談支援の現状と課題の共有化

日頃の業務で感じている相談支援体制の「気づき」や「違和感」等の「個人の感覚」を課題として市町と委託相談支援事業所で共有する。

例：相談支援専門員は個別支援で培った「個人の感覚」をたくさん持っている。

「障害者の話をじっくり聞けない。やり方の問題？人員不足？」「誰もやってないけど、これって委託相談の業務なの？」等

②支援サービスの見える化（視覚化）

その「気づき」を「個人の感覚」で終わらせず、「地域の課題」とするには、どんなデータがあればいいかを考える。

例：市町は各種データを持っており、分析しながら事業を進めている。

障害福祉計画策定に必要な基礎データ、サービス等利用計画の集積データ

日本相談支援専門員協会の全国調査、他市町や事業所の運営状況等

③現状確認及び課題分析

②で見えてきた課題が何故起きているのかを考えてみる。また、現在、我が町ではその課題に対して、どんなサービスがどの程度利用され、各機関がどんな役割を果たしているかを調べてみる。

例：ニーズ調査をやってみる。自立支援協議会や専門部会等で意見を聴いてみる。

④中長期的な支援体制計画

どんな町にしたいかを考える＝我が町の相談支援体制のビジョン

例：自立支援協議会や専門部会等で相談支援専門員と行政の機能と役割の整理を含めて検討してみる。

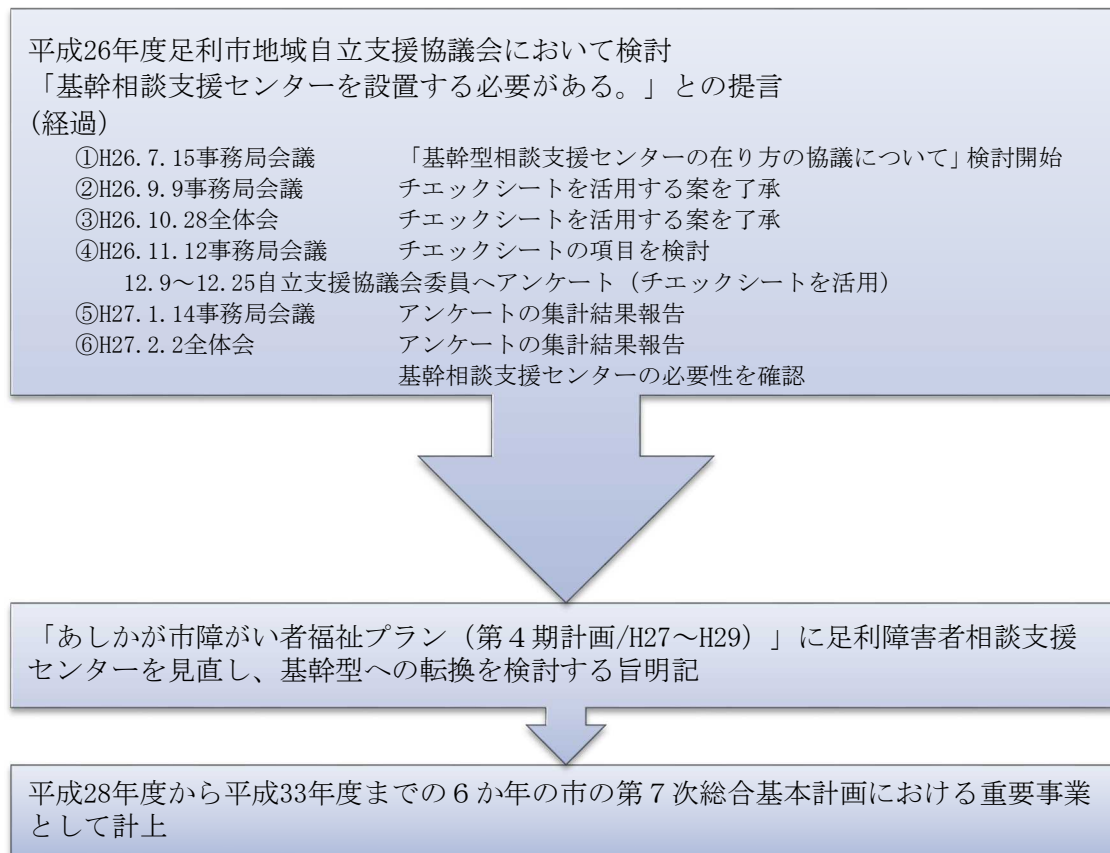
⑤支援の取組と検証

理想と現実のギャップを埋めるには何が必要かを考える＝具体的な取組へ

例：自立支援協議会や専門部会等で決定する。

「やっぱり基幹相談支援センターが必要だ！」「これまでの体制で大丈夫！でも、ここは強化しよう」等、我が町の相談支援体制のビジョンの実現のための方針を決める。

【基幹相談支援センター設置までの検討例（足利市）】



4 設置促進に向けた県の取組（役割）等

○基幹相談支援センターに配置可能な人材の育成

相談支援リーダー養成研修において、基幹相談支援センターに求められる機能を発揮できる能力を習得するための研修を実施する。

○基幹相談支援センターの設置方法や業務内容等の例示

○広域（複数市町）設置の場合の市町間の調整や助言指導について、引き続き、障害保健福祉圏域調整会議や障害者相談支援協働コーディネーターの活動を通じて実施する。

○基幹相談支援センターのバックアップ機関と機能

県専門機関（健康福祉センター、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、児童相談所、地域生活定着支援センター等）が各種研修の開催やコンサルテーションの実施、連絡会等への参加などにより基幹相談支援センターと連携して支援を行う。

○市町職員が基幹相談支援センターを具体的にイメージできるよう、研修や情報提供を行う。

○県内で基幹相談支援センターが設置された後、モデルケースとして運営状況の報告会を実施する。

5 基幹相談支援センターの設置方法、業務内容等について

(1) 設置者 ※国の地域生活支援事業実施要綱に基づく規定

ア 市町村

イ 市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業を行う者、又は特定相談支援事業を行う者。

(2) 設置方法 ※国の地域生活支援事業実施要綱に基づく規定

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

《本県の考え方》

- 設置にあたって、次の3つの条件が全て揃っていることが望ましい。
 - ①指定相談支援事業所が管内に複数ある。
 - ②委託相談支援事業所の人員が複数体制で実施されている。
 - ③管内に相談支援専門員の中核となる人材が複数存在する。
- 市町社会福祉協議会や地域包括支援センター等、基幹相談支援センターの機能を一部実施、又は類似する役割を担う機関がある場合は、その機関が基幹相談支援センターを兼ねることも可能である。
- 市町単独の設置が難しい場合には、近隣地域（市町）と協議し、広域（複数市町）での設置も可能である。

(3) 設置の形態

ア 相談支援事業所と併設型（全国53.3%※）人員と業務は分ける

メリット：既存の相談支援事業所の後方支援や地域の実情を把握しやすい。
ハード面の投資抑制。

デメリット：既存の相談支援事業所との役割分担を明確にしていないと、それぞれの機能を発揮できなくなる恐れがある。

イ 基幹相談支援センター単独型（全国32.4%※）

メリット：他業務と混在することなく、中立公平な立場で役割を発揮できる。
利用者にとっても分かりやすい。

デメリット：地域の情報やニーズが把握し難い。ハード面の整備が必要。

ウ 基幹相談支援センター機能の一部又は類似した機能を有する機関との併設型

例：社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者権利擁護センター等
メリット：既の実績のあるシステムや方法を活用できる。

ハード面の投資抑制。

デメリット：運営の方向性、目指すべきビジョンの共有が必要。

※長野県相談支援専門員協会「基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究」報告書より

(4) 業務内容 ※国の地域生活支援事業実施要綱に基づく規定

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第

9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

《本県の考え方》

ア 基本的な業務

次の5つの業務を全て実施することを原則として、地域の実情等を勘案した上で決定する。

①総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障害の種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
- ・計画相談等に必要な技術助言及び研修の実施

②地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言（★）
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）（★）
- ・相談支援体制の構築に関する技術助言及び研修の実施
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）（★）

③地域移行・地域定着の促進の取組

- ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発（★）
- ・矯正施設等を退所する障害者を含めた地域移行支援の実施
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート（★）

④権利擁護、障害者虐待の防止、差別の解消

- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・障害者等に対する虐待を防止するための取組
- ・障害者等に対する差別の解消、合理的配慮に関する取組

⑤自立支援協議会の運営

イ 付加機能

先行研究（※）では、地域において中核的な役割を果たしている基幹相談支援センターの特徴として、以下の業務を付加していることが明らかになっていることから、市町の自立支援協議会等で地域の実情に応じて、付加する機能について検討することが望ましい。

《付加機能の一例》

- ①困難事例への対応
- ②地域の相談支援事業所へのスーパーバイズ
- ③地域の障害者に関する社会資源の把握と情報発信
- ④相談支援の質の向上のための研修
- ⑤障害児教育分野との連携（★）

⑥障害者の理解に向けた普及啓発

⑦当事者活動の推進・支援

⑧委託相談支援事業所の後方支援

※長野県相談支援専門員協会「基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究」報告書より

★基幹相談支援センター等機能強化事業の対象機能

(5) 人員体制 ※国の地域生活支援事業実施要綱に基づく規定

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

《本県の考え方》

○次の人員体制を基本とする。

- ・業務内容に十分対応できる能力があり、資格（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を有する者 3名
- ・事務員 1名

（先行研究（※）では、全国平均は5.2人。内常勤専従2.9人、事務員0.8人）

○開設日時は、利用しやすい曜日や時間帯とする。

（例：土曜又は日曜日を開設日にするとともに、18時以降も開設する等）

(6) 財源 ※国の地域生活支援事業実施要綱に基づく規定

①基幹相談支援センター設置・運営経費（交付税措置）

②基幹相談支援センター等機能強化事業（国庫補助：地域生活支援事業補助金）

【全国状況】実施市町村数：816（47%）（平成28年4月時点）

《②における留意事項》

- ・法第89条の3の規定に基づく協議会（以下「協議会」という。）を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。
- ・市町村が設置する協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- ・都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

◇まとめ

本ビジョンを参考に、今後、市町や相談支援事業所、関係機関において、障害児・者やその家族等が希望する地域生活を安心して送れる地域づくりを目指し、人材育成及び相談支援体制の構築に向けた具体的な取組みを実行いただくことを期待しています。

【今後の相談支援体制のイメージ】

